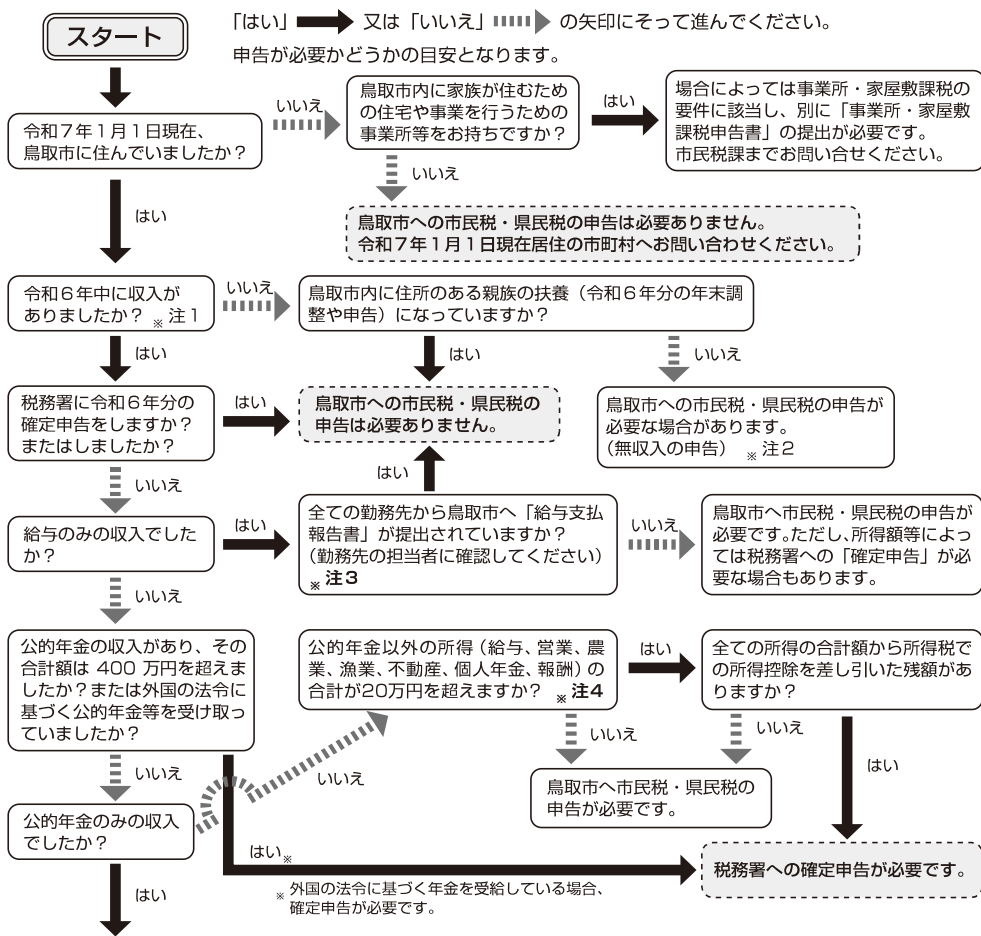


令和7年度市民税・県民税申告の手引き 鳥取市

令和7年度市民税・県民税の申告時期になりました。この手引きをよくお読みになり、令和6年中の所得金額及び所得控除に関する事項について申告してください。

「市民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか？」
下記のフローチャートを参考としてください。
※このチェック表は一般的な例となっています。ご不明な点は市民税課までお問い合わせください。



日本年金機構等から鳥取市へ「年金支払報告書」が提出されますので、市民税・県民税の申告は必要ありません。
ただし、下記の、または、にあてはまる人で扶養控除や社会保険料控除等の控除申告をするとう利になる場合があります。
○ 昭和35年1月1日以前生まれ(65歳以上)で公的年金収入が151万5千円超の人。
○ 昭和35年1月2日以降生まれ(65歳未満)で公的年金収入が101万5千円超の人。
また、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された方を他の方の扶養親族に変更する場合には、その方を扶養親族から除外する申告が必要です。

事業所得(農業など)のある人へ
事前に収入と経費をまとめた「収支内訳書」を作成してください。

医療費控除を申告される人へ
事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。

- 注1：雇用保険、労災保険、障害年金及び遺族年金は課税対象の収入となりません。
注2：収入がなかった人の記載欄を記入し申告してください。申告をしない場合は諸手続(児童扶養手当、国保料軽減、所得証明発行ほか)に支障となる場合があります。
注3：勤務先で年末調整がされていない場合は、確定申告することにより所得税の還付がある場合があります。
給与を2力以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人は確定申告が必要です。
注4：公的年金以外の所得が給与の場合、鳥取市への市民税・県民税の申告は必要ありません。ただし、所得金額等によっては税務署への確定申告が必要な場合があります。

◎申告が必要な人(4ページのフローチャートを参考にしてください)

- 令和7年1月1日現在鳥取市内に住所または生活の拠点があり、次に該当する人です。
- 令和6年中に営業等・農業・不動産・配当などの所得、個人年金などの雑所得のあった人
 - 給与所得者で次に該当する人
 - 給与の支払報告書が勤務先から市役所へ提出されていない(日雇やパートで働いている人、令和6年中に退職した人など)
 - 給与・年金以外に、農業・家賃・地代などの所得のあった人(所得税では、給与以外の所得が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税については申告が必要です。)
 - 外国の法令に基づく年金を受給している人
 - 医療費控除や雑損控除を受けようとする人
 - 令和6年中に収入がなかった人で、国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人
 - 注 申告を行わないと、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の算定が正しくできない場合や、各種証明書が発行できない場合がありますのでご注意ください。
 - 注 ただし、令和7年1月1日現在、鳥取市内に住所がない場合でも、同日現在、市内に本人、家族の居住に供することができる家屋敷や継続して事業が行われている事業所を所有等している場合は、別に事業所、家屋敷課税による申告が必要な場合があります。

◎申告をする必要がない人

- 所得税の確定申告書を提出した人
- 給与の支払報告書が支払者から市役所に提出されていて、その他の収入がない人
- 公的年金等の支払報告書が支払者から市役所に提出されていて、その他の収入がない人

公的年金等の収入が400万円以下で他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除等を受けようとする場合は申告が必要です。また、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された人を別の人の扶養親族に変更する場合には、その方を扶養親族から除外する申告が必要です。

◎税務署との合同申告

【申告会場】 鳥取市役所駅南庁舎(さざんか会館隣) 地下第4会議室(市民税・県民税の申告)
鳥取市役所駅南庁舎(さざんか会館隣) 地下第5会議室(所得税の確定申告)
【設置期間】 2月17日(月)から3月17日(月)まで
【相談時間】 午前9時から午後5時(受け付けは午後4時まで)
※土曜日、日曜日、祝日は除きます。ただし以下の日は上記申告会場にて申告を受け付けます。
市民税・県民税の申告 2月23日(日)と3月2日(日)
所得税の確定申告 3月2日(日)のみ

◎各総合支所での申告

各総合支所でも申告相談、申告を受け付けます。詳しくは総合支所より1月号または2月号でご確認ください。

◎郵送での申告(ファクシミリ・電子メールでの提出は受け付けておりません。)

郵送による申告も受け付けております。下記の申告に必要なものも忘れずに同封してください。
【宛先】〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所 市民税課

◎申告に必要なもの

- 「マイナンバーカード」または、「通知カード及び身分証明書(運転免許証など)」
- 給与所得者や公的年金受給者は、源泉徴収票(本人交付用)または支払者の証明書
- 営業、農業等の事業所得者は、収支内訳書(申告書裏面の所得計算書を使用することもできます)と計算のもととなった金額を証明するための帳簿類や領収書等
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等の明細書、支払証明書または領収書等
※鳥取市に支払った社会保険料の証明書は、長寿社会課(介護保険料)や収納推進課(国民健康保険料)、保険年金課(後期高齢者医療保険料)で入手できます。
※医療費控除を申告する人は、事前に医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を集計してください。
- 配偶者特別控除を申告する人は、配偶者の所得(収入)のわかるもの
- 障害者に該当する人は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳。要介護認定を受けている人は障害者控除対象者認定書
- 雑損控除を受ける人は、住宅や家財の損害などに関連する支出についての明細書、領収書
- その他 必要経費の額や控除額を証明するもの

申告期限は3月17日(月)です。忘れずに申告してください。

申告内容によっては、税務署への確定申告を案内する場合があります。

申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

問い合わせ先
鳥取市総務部税務・債権管理局市民税課
〒680-8571 鳥取市幸町71番地 2階21番稅綜合窓口
電話 (0857)30-8147 FAX (0857)20-3921
E-mail siminzei@city.tottori.lg.jp
URL https://www.city.tottori.lg.jp/

※駐車場の混雑が予想されるため、公共交通機関の利用をお願いします。

市民税・県民税申告書の書きかた

4、5 所得から差し引かれる金額		控除額
① 雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が災害や盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合の控除です。	【別紙】 2ページ参照
② 医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が一定金額以上ある場合の控除です。 (この控除を受ける場合は、医療費控除の明細書を添付してください。)	(医療費の合計-補てんされる金額) -10万円 (所得の合計額が200万円までの場合は所得金額の5%)
③ 社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、雇用保険料があなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした保険料がある場合の控除です。	支払額
④ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度に係る契約の掛金を支払った場合の控除です。	
⑤ 生命保険料控除	新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除です。	【別紙】 2ページ参照
⑥ 地震保険料控除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合の控除です。	
⑦ 寡婦控除	(1) 夫と離婚した後、再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下であり、総所得金額等が48万円以下の扶養親族のある方。 (2) 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、合計所得金額が500万円以下の方。	26万円
⑧ ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現在配偶者がいないあるいは配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の方。 ※事実婚状態は除きます。	30万円
⑨ 勤労学生控除	あなたが学生、生徒で給与所得等があり、かつ合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等(本人勤務所得)以外の所得が10万円以下の場合の控除です。	26万円
⑩ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合の控除です。	
⑪ 普通障害者	心身喪失の常況にある人、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳等を有している人など。	26万円
⑫ 特別障害者	障害者のうち重度の精神障害者、知的障害者と判定された人、身体障害者手帳1級または2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人など。 ※右の()内は控除対象特別障害者が同居の場合です。	30万円 (53万円)
⑬ 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者(事業専従者は除く)の合計所得金額が48万円以下の場合の控除です。 ※右の()内は控除対象配偶者が70歳以上の人(S30.1.1以前に生まれた人)です。	11万円~ 33万円 (13万円~ 38万円)
⑭ 配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合の控除です。 ※配偶者控除と配偶者特別控除を同時に受けることはできません。	1万円~ 33万円
⑮ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	あなたの合計所得金額が1,000万円超で、生計を一にする配偶者(事業専従者は除く)の合計所得金額が48万円以下の場合[1]を記入してください。	
⑯ 扶養控除	あなたや生計を一にする配偶者以外の親族(事業専従者は除く)で合計所得金額が48万円以下の場合の控除です。	
⑰ 一般扶養	年齢が16歳以上19歳未満の人、もしくは23歳以上70歳未満の人(H18.1.2~H21.1.1、S30.1.2~H14.1.1に生まれた人)	33万円
⑱ 特定扶養	年齢が19歳以上23歳未満の人(H14.1.2~H18.1.1に生まれた人)	45万円
⑲ 老人扶養	年齢が70歳以上の人(S30.1.1以前に生まれた人)	38万円
⑳ 同居老親等扶養	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者のいずれかと同居している人	45万円
㉑	16歳未満の扶養親族(H21.1.2以後に生まれた人)も記入してください。	
㉒ 基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合の控除です。	15万円~ 43万円

令和7年度 市民税・県民税申告書

鳥取市長様 年 月 日 提出

個人番号 氏名 フリガナ

1月1日現在の住所 氏名

現住所 上記と同じ

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 電話

2 所得に関する事項

4 所得から差し引かれる金額に関する事項

6 事業専従者に関する事項

7 寄附金に関する事項

8 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

9 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

10 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

12 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

14 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

16 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

17 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

18 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

19 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

20 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

21 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

22 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

23 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

24 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

25 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

26 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

27 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

28 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

29 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

30 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

31 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

32 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

33 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

34 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

35 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

36 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

37 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

38 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

39 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

40 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

41 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

42 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

43 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

44 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

45 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

46 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

47 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

48 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

49 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

50 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

51 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

52 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

53 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

54 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

55 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

56 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

57 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

58 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

59 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

60 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

61 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

62 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

63 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

64 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

65 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

66 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

67 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

68 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

69 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

70 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

71 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

72 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

73 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

74 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

75 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

76 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

77 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

78 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

79 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

80 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

81 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

82 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

83 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

84 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

85 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

86 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

87 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

88 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

89 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

90 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

91 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

92 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

93 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

94 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

95 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

96 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

97 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

98 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

99 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

100 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法

住所欄等

12桁の個人番号、令和7年1月1日現在の住所(生活の拠点としていた住所)及び現住所(申告書提出時点で生活の拠点としている住所、同上ならを)をしてください。・生年月日・フリガナ・氏名・電話番号を記入してください。
申告者に代わって申告の手続きをする場合は、代理申告者名も記入してください。

【委任状について】

申告者に代わって申告の手続きをする場合は、代理申告者名の記入と委任状が必要です。申告者は申告書裏面下部の委任状欄に記載をお願いします。
※成年後見人等の登記事項証明書や税務代理権限証書があれば、委任状の記載は省略可能です。

収入がなかった人の記載欄

収入のなかった人は、あてはまる項目にを)をしてください。その他の理由による場合は、できるだけ具体的に記入してください。

1 収入金額等

収入金額 令和6年中に収入することが確定した金額です。売掛金、現物収入、自家消費した商品、雑収入、未収家賃なども含まれます。

必要経費 令和6年中に収入を得るために要した費用(商品原価、雇人費、事業用固定資産等の地代・家賃、修繕費、減価償却費など)です。家内労働者や外交員、集金人その他特定の者に対して継続的に役務の提供を行っている人は、上記必要経費の合計額が55万円以下であっても、特例として55万円の必要経費が認められる場合があります。(詳しくは、市民税課にお問い合わせください。)

2、3 所得金額

営業等所得 小売業、卸売業、製造業、飲食業、サービス業、漁業、養殖業、大工、左官、外交員、集金人、日雇、内職などの所得です。(収入金額-必要経費)

農業所得 農作物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などによる所得です。(収入金額-必要経費)

不動産所得 アパート、貸家、貸室、貸事務所、駐車場、貸地などの所得です。(収入金額-必要経費)

利子所得 公社債及び預貯金の利子で源泉分離課税を選択しなかった利子所得です。

配当所得 株式の配当、出資金の配当、余剰金の分配などの所得です。住民税が源泉徴収されている配当所得を申告する場合は、配当割額控除額(源泉徴収済の住民税額)を「9」に記入してください。

給与所得 給与、賞与、賞金、専従者給与などの所得です。(収入金額は支払者ごとに記入し、その合計を収入金額合計欄に記入します。)給与支払者の発行する源泉徴収票又は支払証明書を添付又は持参してください。日雇賃金等で源泉徴収がないときは、申告書裏面の「日給所得等の月別収入状況」欄に収入金額を記入してください。
※給与所得の金額の計算は【別紙1】ページの「給与所得控除後の金額の計算方法」を参照してください。

雑所得 恩給、公的年金、生命保険年金(個人年金等)、郵便年金(互助年金等)、原稿料、講演料、印税、非営業貸付金、太陽光発電等による売電などの所得です。公的年金等は支払者ごとに記入してその合計額をキ欄に記入してください。業務・その他の雑所得は支払者、収入金額、必要経費を記入してください。
※公的年金等に係る雑所得の算出は、【別紙1】ページの「公的年金等に係る雑所得の金額の計算方法」を参照してください。

一時所得 賞金、懸賞当選金、生命保険の満期戻戻金などの所得です。裏面に計算して、表面のシ欄、欄に記入してください。
※総合課税、分離課税、山林所得等については、市民税課又は税務署へお問い合わせください。

6 事業専従者に関する事項

あなたや生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、あなたの仕事に従事した期間が1年のうち6か月以上を超える人の給与を収入金額から控除することができます。ただし、事業専従者とした者は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりません。

白色専従者の控除額は、次のいずれか低い金額です。
1. 配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円
2. その事業に係る所得(事業所得、不動産所得、山林所得)÷(専従者の数+1)

7 寄附金に関する事項

令和6年中に市民税・県民税における寄附金税額控除の対象となる寄附をした場合、寄附金税額控除を申告することができます。所定欄に寄附先の名称及び寄附金額を記入してください。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ】
寄附先の自治体へワンストップ特例申請書を提出された方が申告をした場合、または6団体以上の自治体への寄附をされた場合は、特例を受けられません。このような方が寄附金税額控除を受ける場合には、申告書に記入し、寄附金証明書等を添付または提示する必要があります。